

独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター附属介護老人保健施設
訪問リハビリテーションセンター(介護予防訪問リハビリテーション)
ご案内並びに重要事項説明書

1: 概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター附属介護老人保健施設 訪問リハビリテーションセンター (介護予防訪問リハビリテーション)
開設年月日	平成28年4月1日
所在地	大分県佐伯市常盤西町12番6号
電話番号	0972-20-5090
FAX番号	0972-20-5091
管理者	南海医療センター附属介護老人保健施設 訪問リハビリテーションセンター 武内 裕
介護保険指定番号	4450580016

(2) 独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター附属介護老人保健施設
訪問リハビリテーションセンターの運営方針

- ① より質の高い訪問リハビリテーションサービスを提供します。
- ② 他の関係機関と密に連携をとります。
- ③ 訪問リハビリテーションを通し社会に貢献します。

(3) 事業所の職員体制

医師	1名(兼務)
理学療法士	4名(兼務)
作業療法士	1名(兼務)
事務員	1名(兼務)

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日、ただし祝日、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時15分から午後5時00分までとする。

2: 訪問(介護予防訪問)リハビリテーションサービス内容

- ① 関節可動域訓練評価
- ② 筋力維持増強指導、訓練
- ③ 筋再教育

- ④ 移動評価、指導、訓練
- ⑤ バランス評価、指導、訓練
- ⑥ 起居動作評価、指導、訓練
- ⑦ ADL、IADL評価、指導、訓練
- ⑧ 呼吸評価、指導、訓練
- ⑨ 巧緻動作評価、指導、訓練
- ⑩ 介護方法指導
- ⑪ 福祉道具の選定
- ⑫ その他、生活機能向上に必要と思われる評価、指導、訓練

3: 利用料金について (詳細は別紙「料金表」をご覧ください)

4: 事業所利用にあたっての留意事項

- ① 当事業所は居宅において心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために行われる必要なりハビリテーションを提供することとなっております。
- ② ご利用申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- ③ サービスを提供するにあたっては、訪問(介護予防訪問)リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者様とその御家族様の希望を十分取り入れ、計画の内容については同意いただくようになります。
- ④ 同意書に記載の身元引受人は、今後当サービスに関する同意や手続き等について利用者に代わり代行できることとします。
- ⑤ 祝日や年末年始等都合により休みになる場合があります。

5: 禁止事項

当事業所の職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、一切ご遠慮させていただきます。

6: 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7: 事故発生時の対応

サービスの提供等により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8: 要望又は苦情等の申し出

利用者及び身元引受人は、当事業所の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当職員に申し出ることができます。

苦情受付担当職員
受付時間

一瀬 崇志 : 連絡先 0972-20-5090(老健施設内)
8:15~17:00

その他の相談窓口

佐伯市高齢者福祉課介護保険係 (0972-22-3117)
大分県国民健康保険団体連合会 (097-534-8475)

9: 虐待防止に関する事項

虐待防止に関する責任者を選定するとともに、虐待防止に関する研修をするなど、利用者の人

権尊重の普及及び啓発、並びに虐待の未然防止に努めるものとする。虐待防止のための指針を整備し虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。

10: 秘密の保持及び個人情報の保護

事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- ② 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ③ 事業者は、事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- ④ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ、文書によりえることとします。

11: 身体拘束に関する事項

訪問リハビリテーションの提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならない。やむを得なく身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

12: 事業継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

改正 令和4年6月1日

改正 令和7年4月1日

改正 令和8年4月1日